

高校・大学進学を支援 受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お気軽に電話でお問い合わせください。

扶養人数	総収入(年間)
0人	176万円以下
1人	260万円以下
2人	320万円以下
3人	380万円以下
4人	440万円以下
5人	500万円以下

※収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。



収入の目安
以上居住していること

- 次のすべてに該当し、中学3年生、高校3年生のことも(20歳未満)を養育している方。
- 世帯の生計の中心者
- 収入が一定基準以下であること(別表参照)
- 預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- 土地・建物を所有していないこと。ただし、現在住んでいる住宅・土地については除く
- 貸付対象者および養育していることもがともに都内に1年

- 生活保護世帯でないこと
- 本資金の連帯保証人になっていないこと
- 他の公的資金の返済を滞納していないこと
- 同一世帯でない20歳以上の連帯保証人1人が確保できること(収入要件あり)

- 貸付金の対象範囲・金額
- 学習塾等受講料・学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室にかかる受講料。中学3年生・高校3年生等とも

平成25年度税制改正 住宅借入金等特別税額控除の 延長・拡充など

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、「江東区特別区税条例」の一部を改正しました。



- 住宅借入金等特別税額控除の延長及び拡充
- 適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長し、そのうち平成26年4月から平成29年末までに居住した場合の住民税の控除限度額を最大136、

- 延滞金の割合の見直し
- 平成26年1月以後に対応する延滞金の割合について、特例基準割合の定義を改めるとともに、本則14・6%への特例の創設に

退職した方の再就職を支援 住宅支援給付、就労支援を実施中

区では、解雇などにより退職した方で、就労能力と就労意欲のある方に対して、住宅支援給付として賃貸住宅の家賃を支給しながら、常用就職に向けた支援を行っています。

- 受給対象者：高校、大学、専修学校、各種学校の受験料。中学3年生は27,400円(1回当たり上限2万3,000円・4回分まで) 高校3年生等は105,000円(1回当たり上限35,000円・3回分まで)
- 返済の免除：子どもが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。
- 受付時間：平日午前9時～正午午後1時～5時
- 相談窓口：(区役所2階区民ホール) ☎(3647)9660

区では、解雇などにより退職した方で、就労能力と就労意欲のある方に対して、住宅支援給付として賃貸住宅の家賃を支給しながら、常用就職に向けた支援を行っています。

- ① 支給申請時において退職後2年以内および65歳未満の方
- ② 退職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方。ただし、離婚等により申請時に世帯の生計の中心者となっている場合は対象
- ③ 就労能力および常用就職の意欲があり、次の3点が実行できる方
- ④ 公共職業安定所での職業相談を月2回以上受けること

- ・ 区の住宅就労支援員の面接支援を月4回以上受けること
- ・ 求人先への応募等を原則週1回以上行うこと
- ④ 支給開始後、次の2点のいずれかの支援を受けることができる方(自らの就職活動で就職可能であると区が判断した方を除く)
- ・ 就職するために必要な日常生活支援
- ・ ハローワークの実施する就労自立促進事業による支援
- ⑤ 住宅を喪失している、または賃貸住宅に居住し、住宅を喪失する恐れがある方
- ⑥ 申請日の属する月の世帯の総収入が次の金額未満もしくは以下である方
- ・ 単身世帯 84,000円に家賃額(上限53,700円)を加えた額未満
- ・ 2人世帯 172,000円以下
- ・ 3人以上世帯 172,000円に家賃額(上限69,800円)を加えた額未満
- ⑦ 世帯の預貯金の合計額が次の金額以下である方
- ・ 単身世帯 50万円
- ・ その他世帯 100万円
- ⑧ 国や自治体の実施する類似の貸付または給付金を受けていない方
- ⑨ 申請者および同居の親族のいずれかが暴力団員でない方

- ・ 収入関係書類(給与明細、年金の通知等)
- ・ 預貯金関係書類(通帳等)
- ・ 深川地区(左記城東地区以外)の方の問合先
- 保護第一課(区役所2階24番) ☎(3647)8487
- ・ 城東地区(亀戸、大島、北砂、東砂、南砂、新砂、夢の島、新木場、若洲)の方の問合先
- 保護第二課(総合区民センター1階) ☎(3637)3741

電子証明書を発行 インターネットでの国税申告などの手続きに

現在、所得税や消費税などの国税申告(e-Tax)、自動車保有関係手続きのワンストップサービスなどが、ご自宅のパソコンからインターネットを使って手続きできます。電子証明書とは、申請を行う際に「なりすましでないこと」「改ざんされていないこと」を証明するものです。詳しくは、公的個人認証サービスポータルサイト(HP) <http://www.jpki.go.jp> を見てください。

電子証明書を利用するには、申請者本人が、自宅などのパソコンでインターネットを利用できる必要があります。また、ICカードリーダーライターの購入と、前述のポータルサイトからの利用クライアントソフトのダウンロードとインストールが必要となります。

電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。希望する方は、住民基本台帳カード(住基カード)と官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証・パスポート・在留カード等)をお持ちください。写真付きの住基カードをお持ちの方は住基カードのみで手続きができます。申請にはご本人がお越しください。住基カードをお持ちでない方は、事前に住基カードの申

開始し、原則3か月間。ただし支給対象者③で掲げる条件を誠に実施している方は、3か月延長可。さらに、④の支援を継続して受けている場合は、3か月再延長可。

- ・ 本人確認書類
- ・ (運転免許証、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本等)
- ・ 離職関係書類
- ・ (2年以内に離職したことが確認できる書類)
- ・ 収入関係書類(給与明細、年金の通知等)
- ・ 預貯金関係書類(通帳等)
- ・ 深川地区(左記城東地区以外)の方の問合先
- 保護第一課(区役所2階24番) ☎(3647)8487
- ・ 城東地区(亀戸、大島、北砂、東砂、南砂、新砂、夢の島、新木場、若洲)の方の問合先
- 保護第二課(総合区民センター1階) ☎(3637)3741

「支給期間」
支給申請の属する月以降から

電子証明書の取得方法
電子証明書の有効期間は発行日から3年間です。希望する方は、住民基本台帳カード(住基カード)と官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証・パスポート・在留カード等)をお持ちください。写真付きの住基カードをお持ちの方は住基カードのみで手続きができます。申請にはご本人がお越しください。住基カードをお持ちでない方は、事前に住基カードの申

請手続きをしてください(手数料500円)。電子証明書の受付は平日午後4時までです。また、今年度は平成22年度に電子証明書を取得した方の更新時期です。特に1月以降は毎年、窓口が混雑しますので、早めの手続きをお勧めします。※出張所では電子証明書の手続きはできませんので、ご注意ください。

「場」区民課住民記録係(区役所2階3番窓口) 費500円

「問」区民課住民基本台帳システム担当 ☎(3647)9328

毎週水曜、区役所本庁舎の窓口時間を午後7時まで延長しています。取り扱い業務の詳細については各担当窓口へご確認ください。

凡例 時日時 場所 集集合 対象対象 定員 費用 内容 師講師 保一時保育 縮締切日 申申込 問問合先 HPホームページ Eメール